

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	個人市民税に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

函館市は、個人市民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北海道函館市長

公表日

令和6年7月2日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人市民税に関する事務
②事務の内容	<p>【概要】 地方税法等およびこれらの法律に基づく条例に基づき、個人市民税および個人道民税の賦課に関する事務として次の事務を行っている。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申告書、給与(公的年金等)支払報告書その他各種資料に基づき個人市(道)民税額の決定に関する事務 ・納税者に対する納税通知書等の送付に関する事務 ・特別徴収に係る各種届出書等の受理および特別徴収義務者に対する特別徴収税額の決定通知書等の送付に関する事務 ・所得等に係る各種税務調査に関する事務 ・減免申請書等の受理および減免の決定または不決定に関する事務 ・課税に係る統計資料等の作成に関する事務 <p>特定個人情報ファイルについては、上記事務のほか、次の事務にも使用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国および他地方自治体の税担当部局等からの照会に対する回答に関する事務
③対象人数	<p>[10万人以上30万人未満]</p> <p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	<p>【概要】 個人住民税システムは、個人市民税・道民税の賦課・変更、減免、税務調査等を行うための主要なシステムであり、また庁内連携および情報提供ネットワークへ連携するための所得等の情報を含め、個人市民税・道民税に係る特定個人情報を取得し、保守・管理するものである。</p> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 課税対象者情報の取得、保守管理機能 2. 申告情報、課税資料等の情報の取得、保守管理機能 3. 控除対象配偶者、扶養親族等の情報の取得、保守管理機能 4. 賦課課税業務に係る各種帳票の出力機能 5. 課税資料等の個人特定、名寄せ作業および保守管理機能 6. 賦課(変更)額の算出および税額通知等の発行機能 7. 税務調査機能 8. 徴収区分(普通徴収・給与特別徴収・年金特別徴収)管理機能 9. 特別徴収義務者(個人事業主・事業所等)情報の取得、保守管理機能(給与特別徴収および年金特別徴収) 10. 調定額集計管理機能および統計機能 11. 情報照会・情報提供・移転(庁内利用)機能 12. 収納管理情報連携機能 13. 税証明システムとの連携機能
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 (中間サーバ)</p>

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	税証明システム
②システムの機能	<p>【概要】 納税義務者等からの申請により税に関する各種証明書を発行する。</p> <p>【内容】 1. 個人市民税システム、固定資産税システム、税収納システムなど各税務システムから情報を取得 2. 税に関する各種証明書等の発行</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="radio"/>] 宛名システム等 [<input type="radio"/>] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム3	
①システムの名称	団体内統合利用番号連携システム
②システムの機能	<p>1. 中間サーバ連携機能: 中間サーバまたは中間サーバ端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐づく宛名情報等を通知する機能</p> <p>2. 宛名情報等管理機能: 団体内統合宛名システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能</p> <p>3. 宛名番号付番機能: 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能</p> <p>4. 既存システム連携機能: 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号、団体内統合宛名番号に紐づく宛名情報を通知する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [<input type="radio"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="radio"/>] その他 (国保システム, 後期高齢システム, 福祉台帳システム, 中間サーバシステム)</p>
システム4	
①システムの名称	個人住民税イメージファイリングシステム
②システムの機能	<p>1. 課税資料等の画像読み込み保存</p> <p>2. 課税資料等の画像ファイルの管理</p> <p>3. 課税資料等の画像ファイルの個人住民税システムとの連携</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [<input type="radio"/>] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム5									
①システムの名称	eLTAX(エルタックス)システム								
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税ポータルシステム(eLTAX)は、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化および効率化に寄与するため、地方税共同機構が構築したシステムであり、平成17年1月から運用が開始されたシステムである。 ・このシステムでは、固定資産税(償却資産)、事業所得の申告、給与支払報告書等の提出、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて手続が行えるものである。 ・地方税ポータルセンタで受付した電子データは、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、審査システムで受領する。 ・審査システムは、税務事務の効率化を図るため、税務システムと連携している。 ①審査システムから税務システムへの連携:申告データ、利用届出データ、申請・届出データ等 ②税務システムから審査システムへの連携:特別徴収税額通知データ、特定個人情報ファイル(本人確認用) ・審査システムには、 ①個人住民税:給与・公的年金等の支払をする者から、地方税ポータルセンタを通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタを通じて、給与所得および年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者および年金保険者に送付する。 ②固定資産税(償却資産):償却資産の所有者から、地方税ポータルセンタを通じて、償却資産申告書等を受領する。 ③事業所得:事業所得税の納税義務者から、地方税ポータルセンタを通じて、事業所得税の申告書等を受領する。 等の機能がある。								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[] その他 ()</td> <td></td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム	[] その他 ()	
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム								
[] その他 ()									
システム6～10									
システム6									
①システムの名称	個人住民税国税連携システム(Ntax)								
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システムは、国および地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、地方税共同機構が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。 ・国税庁のe-TAXIに申告された所得税申告書等データおよび国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが地方税ポータルセンタに受付され、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて国税連携システムに送付される。 ・国税連携システムには、 国税庁から、地方税ポータルセンタを通じて、所得税申告書等データ、法定調書(配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん)データを受領する。また、地方税ポータルセンタを通じて、扶養是正情報等データを国税庁に送付する。同じく、地方税ポータルセンタを通じて、住民登録外課税通知データ、寄附金税額控除に係る申告特例通知データ等を他自治体との間で送付および受領する。等の機能がある。								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[] その他 ()</td> <td></td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム	[] その他 ()	
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム								
[] その他 ()									
システム7									

①システムの名称	中間サーバシステム	
②システムの機能	1. 符号管理機能:情報照会または情報提供に用いる個人の識別情報である「符号」と、市の内部で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を管理する機能 2. 情報照会機能:情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能 3. 情報提供機能:情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および、その特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能 4. 既存システム接続機能:中間サーバと団体内統合宛名システムおよび、その他既存システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能 5. 情報提供等記録管理機能:特定個人情報(連携対象)の照会または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 6. 情報提供データベース管理機能:特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する機能 7. データ送受信機能:中間サーバと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供符号取得のための情報等について連携するための機能 8. セキュリティ管理機能:特定個人情報(連携対象)の暗号化および復号や、電文への署名付与電文および提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供ネットワークシステム配信マスター情報を管理する機能 9. 職員認証・権限管理機能:中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能 10. システム管理機能:バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能	
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム
システム8		
①システムの名称		
②システムの機能		
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	1月1日(賦課期日)現在で、本市の住民基本台帳に記録されている者、およびその住民基本台帳に記録されていない個人で本市に生活の本拠を有する者およびその被扶養者等(配偶者、被扶養者、専従者)の税務調査対象者(過年度において、賦課(変更)決定する者、およびその被扶養者等を含む)
その必要性	1. 個人市民税・道民税の公平・公正な適正賦課を実現するため、必要な範囲で特定個人情報を保有する必要がある。 2. 社会保障・税番号制度の導入により、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、市民税・道民税申告書および確定申告書、法定調書等の各種課税資料に記載される個人番号をもとに、対象となる本人の特定等を行うために必要となる。 3. 情報提供ネットワークシステムによる所得・所得控除の情報、扶養情報等の照会および提供等を行うために必要となる。 4. 庁内連携により、社会保障給付等の申請者が窓口で提出する書類を簡素化するなどのために必要となる。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()

	その妥当性	<p>【識別情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者を正確に特定するため。 <p>【連絡先情報】</p> <ol style="list-style-type: none"> 対象者の賦課期日時点での世帯情報を保有するため。 税額通知等の送付先を記録するため。 税務調査のために連絡先を記録するため。 <p>【業務関係情報】</p> <ol style="list-style-type: none"> 国税関係情報 <ul style="list-style-type: none"> 税務調査対象者について、国税庁からの申告書等の情報を確認し、対象者の所得税等に係る情報に基づき個人市民税・道民税の賦課決定・賦課更正等を使用するため。また、国税庁との税務調査に係る連携を行うため。 地方税関係情報 <ul style="list-style-type: none"> 個人市民税・道民税の賦課決定・賦課更正等の情報を保有するため。また、算出した個人市民税・道民税額に基づき、税額通知・証明書等の発行を行うため。 生活保護関係情報 <ul style="list-style-type: none"> 生活保護関係情報に基づき、賦課期日(1月1日)現在において、生活保護法の規定による生活扶助を受けている者の非課税判定および減免の事務に使用するため。 障害者福祉関係情報 <ul style="list-style-type: none"> 障害者に対する個人市民税・道民税の非課税判定または減額決定を行うため。 年金関係情報 <ul style="list-style-type: none"> 年金支払者からの年金所得に係る情報に基づき、個人市民税・道民税の賦課決定・賦課更正に使用するため記録する。また、年金特徴を行うかの判定、年金からの特別徴収税額の決定および通知を行うため。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成28年1月1日
⑥事務担当部署		財務部税務室

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/> 専用線 [<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム, 地方税ポータルシステム, HARP)								
③使用目的 ※	個人市民税・道民税の公平かつ公正な賦課事務を効率的に行うため								
④使用の主体	使用部署	財務部税務室							
	使用者数	[100人以上500人未満] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 10人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 50人以上100人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5) 500人以上1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
＜選択肢＞									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	<ol style="list-style-type: none"> 賦課決定に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> 課税資料受付事務において、確定申告書、市民税・道民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、法定調書等に記載された個人番号を使用して本人の特定等を行う。 課税資料等の名寄せを行いその課税資料等に記載された所得および所得控除等の情報を合算して税額を算出し、当該年度の個人市民税・道民税の賦課決定を行う。また、個人番号と内部識別番号である団体内統合宛名番号等とを紐付ける。 各種通知書等に個人番号を記載する。 生活保護法に基づく生活扶助受給者である場合は、非課税の判定を行う。 障害者である場合は、控除の判定を行う。 住登外者の納税義務者について、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、基本4情報等の照会を行う。また、生活保護関係情報、障害者関係情報、地方税関係情報について、情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、住登外課税の賦課決定等を行う。 住登外課税を行う場合に、住登地の市町村に送付する地方税法第294条第3項の通知(住登外課税通知)に個人番号を記載する。 普通徴収納税義務者および年金特別徴収納税義務者に対し、税額決定通知書の送付等を行う。 給与特別徴収納税義務者に対し、特別徴収義務者を通じて、税額決定通知書の送付等を行う。 減免申請の受理、その調査、決定および通知書等の処理を行う。 税務調査に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> 各種課税資料等に記載された控除対象配偶者・扶養者等の情報をもとに、それらの者の合計所得金額が控除適用の範囲内か、重複扶養となっていないか等の調査・照会を行う。 市外に居住する控除対象配偶者・扶養者等について、上記同様の控除の要件を満たしているか否かの調査のため、情報提供ネットワークシステムを利用する。 住登外課税、法定調書および扶養是正等に係る調査・照会を行う。 徴収方法に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> 提出された課税資料等の記載内容を基に、個人市・道民税の徴収方法を判断し、その管理等を行う。 								

	<p>4. 収納状況に関する事務 ・収納状況に応じて、税額変更に係る納付書等の発行、還付口座先のお知らせ等、適切な事務を行う。</p> <p>5. 特定個人情報の照会、提供および移転(庁内利用)を行う。</p> <p>6. 送達業務における送付先等の取得、保守・管理を行う。</p> <p>【情報の統計分析】 課税状況の集計等、各種統計処理を行っているが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。</p>
<p>情報の突合</p>	<p>・課税資料に記載された個人番号と、課税対象者の個人番号を突合し、個人番号の真正性を確認する。</p> <p>・内部識別番号である宛名番号と、個人番号を紐付けて使用する。</p>
<p>⑥使用開始日</p>	<p>平成28年1月1日</p>

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件	
委託事項1	個人住民税システムおよびイメージファイリングシステムの運用保守委託	
①委託内容	各システムの運用管理および税制改正に伴うシステム改修等に必要範囲内で、特定個人情報の取扱いを委託	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社エスイーシー	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	納税通知書の印刷, 封入・封緘	
①委託内容	納税通知書の印刷, 裁断および封入・封緘	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社エスイーシー	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3	eLTAX(エルタックス)業務委託	
①委託内容	eLTAXの運用管理に関する委託	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電気株式会社 北海道支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

委託事項4		データパンチ入力業務委託
①委託内容		紙および電子記録媒体の課税資料で提出された給与支払報告書、公的年金等支払報告書および市民税・道民税申告書、確定申告書の課税資料の必要な情報をパンチ入力してデータ化し、個人住民税システムへの入力業務を委託
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社エスイーシー
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	以下の事項について、委託先から申請を受け、許諾を判断。 ・再委託の必要性 ・再委託先の選定基準 ・再委託先の委託管理方法 ・再委託先の名称、代表者および所在地 ・再委託する業務の内容 ・再委託する業務に含まれる情報の種類 ・再委託先のセキュリティ管理体制等
	⑥再委託事項	データパンチ入力業務
委託事項5		
①委託内容		
②委託先における取扱者数		[] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		
再委託	④再委託の有無 ※	[] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項6		
①委託内容		
②委託先における取扱者数		[] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		
再委託	④再委託の有無 ※	[] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

委託事項7		
①委託内容		
②委託先における取扱者数		[] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		
再委託	④再委託の有無 ※	[] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項8		
①委託内容		
②委託先における取扱者数		[] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		
再委託	④再委託の有無 ※	[] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項9		
①委託内容		
②委託先における取扱者数		[] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		
再委託	④再委託の有無 ※	[] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項10		
①委託内容		
②委託先における取扱者数		[] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		
再	④再委託の有無 ※	[] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない

再委託	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項11～15		
委託事項11		
①委託内容		
②委託先における取扱者数		[] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		
再委託	④再委託の有無 ※	[] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項12		
①委託内容		
②委託先における取扱者数		[] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		
再委託	④再委託の有無 ※	[] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項13		
①委託内容		
②委託先における取扱者数		[] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		
再委託	④再委託の有無 ※	[] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項14		
①委託内容		
②委託先における取扱者数		[] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満

		5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
③委託先名			
再委託	④再委託の有無 ※	[]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項15			
①委託内容			
②委託先における取扱者数		[]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名			
再委託	④再委託の有無 ※	[]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項16～20			
委託事項16			
①委託内容			
②委託先における取扱者数		[]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名			
再委託	④再委託の有無 ※	[]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項17			
①委託内容			
②委託先における取扱者数		[]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名			
再委託	④再委託の有無 ※	[]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 提供を行っている (68) 件 [<input type="radio"/>] 移転を行っている (31) 件 [] 行っていない
提供先1	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第1項)
②提供先における用途	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
提供先2～5	
提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第2項)
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

提供先3	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第3項)
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
提供先4	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第4項)
②提供先における用途	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

提供先5	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第6項)
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[10万人以上100万人未満]</div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (</div> <div style="width: 50%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 </div> </div>
⑦時期・頻度	随時
提供先6～10	
提供先6	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第8項)
②提供先における用途	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録, 里親の認定又は障害児入所給付費, 高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[10万人以上100万人未満]</div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録, 里親の認定又は障害児入所給付費, 高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (</div> <div style="width: 50%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 </div> </div>
⑦時期・頻度	随時

提供先7	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第9項)
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
提供先8	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第11項)
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費, 特例障害児通所給付費, 高額障害児通所給付費, 障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童福祉法による障害児通所給付費, 特例障害児通所給付費, 高額障害児通所給付費, 障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

提供先9	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第16項)
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
提供先10	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第18項)
②提供先における用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

提供先11～15	
提供先11	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第23項)
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[10万人以上100万人未満]</div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 </div> </div>
⑦時期・頻度	随時
提供先12	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第26項)
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[10万人以上100万人未満]</div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 </div> </div>
⑦時期・頻度	随時

提供先13	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第27項)
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[10万人以上100万人未満]</div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (</div> <div style="width: 50%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙) </div> </div>
⑦時期・頻度	随時
提供先14	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第28項)
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[10万人以上100万人未満]</div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (</div> <div style="width: 50%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙) </div> </div>
⑦時期・頻度	随時

提供先15	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第29項)
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
提供先16～20	
提供先16	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第31項)
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

提供先17	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第34項)
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
提供先18	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第35項)
②提供先における用途	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

提供先19	文部科学大臣又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第37項)
②提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
提供先20	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第39項)
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

移転先1	子ども未来部母子保健課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の7項
②移転先における用途	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	小児慢性特定疾病医療費助成の申請者とその被扶養者
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先2～5	
移転先2	保健福祉部障がい保健福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の8項
②移転先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費, 特例障害児通所給付費, 高額障害児通所給付費, 肢体不自由児通所医療費, 障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給, 障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	障害福祉サービスの提供を受ける申請者とその被扶養者
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	随時

移転先4	子ども未来部子育て支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の9項
②移転先における用途	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	助産施設入所者およびその扶養義務者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先5	保健所保健予防課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の10項
②移転先における用途	予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施, 給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	予防接種に関する給付の申請者またはその配偶者, 予防接種を受けた者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

移転先6～10	
移転先6	保健福祉部生活支援総務課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の15項
②移転先における用途	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施, 就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給, 保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[1万人以上10万人未満]</div> <div style="width: 45%;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	生活保護受給者および生活保護申請者とその世帯員
⑥移転方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (</div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙) </div> </div>
⑦時期・頻度	随時
移転先7	都市建設部住宅課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の19項
②移転先における用途	公営住宅法による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[10万人以上100万人未満]</div> <div style="width: 45%;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	入居者および同居者
⑥移転方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (</div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙) </div> </div>
⑦時期・頻度	随時

移転先8	市民部国保年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の30項
②移転先における用途	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給, 保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者およびその世帯に属する者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先9	市民部国保年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の31項
②移転先における用途	国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金である給付もしくは一時金の支給, 保険料その他徴収金の徴収, 基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申請期間における被保険者・配偶者および世帯主
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

移転先10	都市建設部住宅課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の35項	
②移転先における用途	住宅地区改良法による改良住宅(同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	地方税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	入居者および同居者	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
移転先11～15		
移転先11	子ども未来部子育て支援課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の37項	
②移転先における用途	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	地方税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童扶養手当受給者およびその扶養義務者	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	

移転先12	保健福祉部高齢福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の41項
②移転先における用途	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	入所措置希望者とその同居者, 扶養義務者 入所者(被措置者)と扶養義務者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先13	子ども未来部子育て支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の43項
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	資金の貸付申請者およびその連帯保証人
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

移転先14	子ども未来部子育て支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の44項
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用者
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先15	子ども未来部子育て支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の45項
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	母子家庭等自立支援給付金支給対象者およびその扶養義務者
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

移転先16～20	
移転先16	保健福祉部障がい保健福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の46項
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[10万人以上100万人未満]</div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特別児童扶養手当の申請者とその被扶養者
⑥移転方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (</div> <div style="width: 50%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙) </div> </div>
⑦時期・頻度	随時
移転先17	保健福祉部障がい保健福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の47項
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[10万人以上100万人未満]</div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福祉手当の支給に関する申請者とその被扶養者
⑥移転方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (</div> <div style="width: 50%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙) </div> </div>
⑦時期・頻度	随時

移転先18	子ども未来部母子保健課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の49項
②移転先における用途	母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導, 新生児の訪問指導, 健康診査, 妊娠の届出, 母子健康手帳の交付, 妊産婦の訪問指導, 低体重児の届出, 未熟児の訪問指導, 養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給, 費用の徴収又は母子保健包括支援センターの事業実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	養育医療の給付等の申請者とその被扶養者
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先19	子ども未来部子育て支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の56項
②移転先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童手当支給対象児童を監護養育する者
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	随時

移転先20	市民部国保年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の59項
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給, 保険料の徴収又は同法第125条第1項の高齢者保健事業若しくは同条第5項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	後期高齢者医療制度の被保険者およびその世帯に属する者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	〔函館市における措置〕 ICカード認証による入退出管理を行っている部屋に設置した大型汎用機に保管する。大型汎用機に接続することができる端末の使用は、ID、パスワード、生体認証(指紋・静脈)による認証が必要となる。 函館市電子計算機処理に係るデータ保護管理規程に基づき、保護責任者は保存期間の経過等により保管の必要がなくなった磁気ファイルについて、一切アクセスできないよう制限した上、システム上で速やかに消去、廃棄等の必要な措置を講じている。 保存期限を経過した紙媒体による特定個人情報については、廃棄処分(函館市の設置する焼却施設での処分)を実施する。 〔中間サーバ・プラットフォームにおける措置〕 中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館およびサーバ室への入室を厳重に管理する。特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【宛名関連項目】

個人番号、宛名番号、世帯番号、続柄、カナ氏名、漢字氏名、性別、生年月日、郵便番号、住所、方書、住居区分、相続人番号、団体内統合宛名番号、課税資料リンクサイン、詳細CD、生活保護CD、死亡CD

【総合所得項目】

営業等、農業、免税所得、特例肉用牛売却、その他の事業、不動産、利子、配当(所得税)、配当外貨証券、配当その他証券、外国証券等、少額配当、配当(住民税)、配当収入、給与所得、給与収入、特定支出の合計額、特徴分給与収入、所得金額調整控除額合計(所得税入力値)、雑所得、公的年金所得、業務雑所得、その他雑所得、公的年金収入、業務雑収入、その他雑収入、総合譲渡・一時、総合譲渡短期所得、総合譲渡長期所得、総合譲渡特控額、一時所得、その他総所得(住民税)、非課税所得、総所得金額(住民税算出値)、給与所得(所得金額調整控除後)所得税算出値、雑所得(所得税算出値)、公的年金所得(所得税算出値)、総所得金額(所得税)、年金所得以外合計所得金額(所得税入力値)、専従者給与支払額、専従者給与受給額、合計所得金額、総所得金額

【分離所得項目】

超短期土地等事業、超短期土地等雑、土地等事業、土地等雑、土地等所得計、分離短期一般所得、分離短期軽減所得、分離短期所得計、分離長期一般所得、特定損失額(長期一般)、分離長期特定所得、分離長期軽減所得、分離長期軽減課所得、特定損失額(長期軽減)、分離長期所得計、一般株式等譲渡、上場株式等譲渡(所得税)、上場株式等譲渡(住民税加算)、分離上場株式等の配当、先物取引、山林所得、退職所得、平均課税対象額、変動所得、臨時所得

【繰越損失項目】

繰越純損失(総合)、繰越純損失(超短期)、繰越純損失(土地等)、繰越純損失(短期一般)、繰越純損失(短期軽減)、繰越純損失(長期一般)、繰越純損失(長期特定)、繰越純損失(長期軽減)、繰越純損失(長期軽減課)、繰越純損失(居住)、繰越純損失(株式)、繰越純損失(分離配当)、繰越純損失(先物取引)、繰越純損失(山林)、繰越純損失合計、雑損失繰越額、本年度差引繰越損失額

【所得控除項目】

雑損控除、医療費控除、社会保険料、小規模企業共済等掛金控除、個人年金支払額、生命保険料控除、損保長期支払額、地震保険料控除、寄附金控除(所得税)、寄附金控除(住民税)、配偶者合計所得、生命保険支払額(新契約)、個人年金支払額(新契約)、介護医療保険支払額、生命保険支払額(旧契約)、個人年金支払額(旧契約)、老年者控除、寡婦・ひとり親控除、障害者控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除、源泉徴収票控除計、所得税控除計

【扶養専従関連項目】

扶養者宛名番号、被扶養者宛名番号、扶養区分、設定否認、専従青白、本人専従、配偶者専従、その他専従

【課税標準項目】

総合課税、分離土地、分離短期、分離長期、株式課税、分離配当、先物取引、山林、退職、課税標準合計

【課税標準額項目】

総合課税、分離土地、分離短期、分離長期、株式課税、分離配当、先物取引、山林、退職、課税標準額合計

【算出税額項目】

総合課税、分離土地、分離短期、分離長期、株式、分離配当、先物取引、山林、退職、算出税額計

【所得税控除関連項目】

配当控除、投資・リース等税額控除、住宅借入金等特別控除、政党等寄付金控除、耐震改修特別控除、電子証明書等特別控除、差引所得税額、災害減免額控除、基準所得税額(再差引所得税)、復興特別所得税額、基準所得税+復興特別所得税、国外所得、外国税額、外国税額控除、定率減税額、源泉徴収税額、申告納税額(納付)、申告納税額(還付)、住宅借入金等特別控除可能額

【住宅借入金関連項目】

租税条約利子・配当、改正前の分離分所得税相当額、改正前の所得税相当額、前年分所得税(税額控除前)、前年分所得税(税額控除後)

【税額控除関連項目】

配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額、住宅借入金等控除見込額、住民税寄附金控除都道府県・市町村、住民税寄附金共同募金会・日赤、住民税寄附金条例都道府県、住民税寄附金条例市区町村、その他税額控除額

【税額関連項目】

徴収区分、特普区分、事業所番号、市民税均等割、道民税均等割、市民税所得割、道民税所得割、市民税人的控除額、道民税人的控除額、市民税調整控除額、道民税調整控除額、年金対象税額、年金特徴税額、年金普徴税額、年金特徴徴収区分、指定番号、指定番号枝番、年特本算2月、普通徴収税額、給与特徴税額、処理事由、処理年月日、年税額、通知書番号、年特番号、年金以外普徴税額、算出所得割市民税、算出所得割道民税、減免額、普通徴収 期割額(1期、2期、3期、4期、随時)、年金特別徴収(仮徴収4月、6月、8月、本徴収10月、12月、2月)給与特別徴収月割額(6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、1月、2月、3月、4月、5月)

【その他項目】

特徴合算・差額コード、申告区分、前職サイン、中就退情報、強制均等割課税、呼出コード、証明停止コード、事由発生日、発布年月日、国税連携サイン、課税コード、非課税コード、退職事由(特徴異動)、未成年、死亡サイン、処分停止コード、扶養設定詳細コード(扶養区分)、扶養は正理由コード、事業所状況コード、調定年度、調定額、収入額、納期限、資料番号、履歴、受給者番号、課税資料画像データ、宛名・管理番号、住民税別課税(上場配当)、住民税別課税(上場譲渡)、同一生計配偶者等

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の課税対象者からの申告等について、番号法施行令、施行規則に基づき本人または代理人に係る本人確認および個人番号の真正性の確認等を行う。 ・eLTAXシステム等について、原則は対象者の情報のみ提供され入手することとなるが、対象者以外の情報が送付される場合は、速やかに資料の回送を行う。 ・入手する課税対象者に係る情報を、税務システムに取り込む際、当該課税資料に記載された個人番号および氏名・住所等で課税対象者情報とのマッチング処理を行う。 <p>一致しない対象者については、その提出元への確認を行う等の調査を実施し、二人以上の職員でチェックを実施した上で、本人特定を行っている。</p> <p>【不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人等から、直接申告書等を入手する際には、利用目的の明示を行う。 ・事務で使用するシステムについては、特定個人情報を取り扱う担当者を特定し、パスワード認証等により特定の権限者以外は操作が行えないように制限を行う。また、アクセスログ、情報照会・提供の記録等を記録し管理を行う。 <p>【入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課税資料等を委託先においてバンチ入力する際、その取り扱いには庁内または委託先のサーバ室等に制限している。その際、委託先とは引継書等によりデータの引継・管理を行い、特定個人情報の漏えい・紛失の防止を行う。 ・eLTAXシステム等については、専用線で接続されているため、通信上で高いセキュリティが確保されている。 <p>また、当該システムから入手した特定個人情報はファイルサーバを通じて税務システムへの取込みを行っており、外部と接触することはない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>【団体内統合宛名システムにおける措置内容】 ・団体内統合宛名システムにおいては、システム間連携機能により庁内の各業務システムと接続されているが、各システムごとにアクセスできる情報を制限しており、目的を超えた紐づけや事務に必要な情報との紐づけを防止している。</p> <p>【税務システムにおける措置内容】 ・税務システムでは、事務に必要な情報のみ保有する。 ・ID、パスワード、生体認証(指紋・静脈)による認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。</p>
---------------------	--

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
--------------------	---

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

<p>ユーザ認証の管理</p>	<p>[行っている]</p> <p><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
	<p>具体的な管理方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークを利用する必要がある職員を特定するとともに、職員の生体情報によるログイン制御を行う。 ・システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、職員ごとにパスワードを割り当て、パスワードによる認証を行う。 ・職員ごとに利用可能な業務システムを制限し、不正な使用を防止する。 ・職員が着任した場合にパスワードを登録し、離任した場合は削除する。 ・個人住民税システムでは、事務の主管課以外の職員は個人番号の検索を行うことができない。また、個人番号表示時にマスキング処理が実施される。

<p>その他の措置の内容</p>	<p>【アクセス権限の発効・失効の管理】</p> <p>1. アクセス権限の発行管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務の主管課においては、各業務において必要な範囲で照会権限または更新権限の必要性の有無を判断し、アクセス権限を発行している。 ・会計年度任用職員等へ権限を付与する場合においても、同様にその業務に必要な範囲でアクセス権限を発行している。 ・団体内統合宛名システムでは、ユーザに既定の権限付与を実施できる機能を有する仕様とする。 ・団体内統合宛名システムへのユーザIDごとのアクセス権限については、情報システム部門の長が管理を行い、登録／変更の際は、当該情報システム部門の長又はその代理の者が設定の変更を行う。その他の者には、アクセス権限の登録／変更を行うためのアクセス権限を与えないこととする。 <p>2. アクセス権限の失効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事異動等により所属が変わる際には、速やかにユーザ情報の更新を行い、適切な権限設定を管理するとともに、業務上不要となったものについてはアクセス権限の失効の登録を行い定期的な点検を行う。 ・人事異動の場合等、権限が不要となった場合は、情報システム部門が、不要となったIDや権限を変更または削除する。 <p>【特定個人情報の使用の記録】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税システムにログインする操作者を記録し、その操作内容、個人を特定した検索・更新等の操作ログを記録し保管する。 ・団体内統合宛名システムでは、操作者(職員等)による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行う。 ・団体内統合宛名システムの監査証跡については保存し、月に1度セキュリティ責任者が検査分析を行い、不正アクセス(操作)がないことを確認する。 <p>【従業者が事務外で使用するリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務外での使用を禁止し、アクセスログの記録、管理および定期的な解析を実施し、事務外利用をした場合には操作者等が特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑制している。 ・定期的な情報漏えい防止に関する研修を行い、個人情報の事務外利用の禁止や漏えい防止等に係る個人情報保護について職員(会計年度任用職員等を含む)に周知徹底する。違反行為を行った場合は、その程度によって、法の罰則規定により措置を講じる。 ・委託事業者についても、職員と同様にセキュリティ対策を行うよう求め、委託先に対し、特定個人情報等を事務外で使用しないよう契約書に定める。 ※従業者とは、契約形態にかかわらず、特定個人情報保護評価の対象となる事務に現に従事する者の全てが含まれる。したがって、行政機関においては、正規職員のほか、会計年度任用職員等も含む。 <p>【特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民税担当において、個人住民税システムを使用する業務端末は、データの複製ができないように制御しているうえ、電磁的的外部媒体(USB等)との接続は禁止されており、操作者が外部に持ち出せないようにしている。 ・個人住民税の関係情報の庁内連携について、移転先の事務または業務においても、上記同様の取扱いを行うほか、閲覧のみに制御し、不正に複製されることはない。 ・サーバ上の特定個人情報ファイルに直接アクセスし、バックアップファイルの作成、データの抽出などの管理権限を有する者を制限するとともに、その操作ログを記録する。 また、これらの操作はサーバ室内等での作業に限定している。 ・団体内統合利用番号連携システムは、基幹系システムのデータバックアップ以外に、本番環境不具合時の運用対策として、特定個人情報ファイルが含まれるシステムディスクの複製(コピー)を行う。 ・団体内統合利用番号連携システムは、複製データへのアクセス権限については、情報システム部門の職員以外は行えないこととする。 ・団体内統合利用番号連携システムは、複製データで構築された特定個人情報を扱うシステムの操作認証は適切な方法で実施する。
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p></p>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない

リスク：委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
-----------------------------	-----------	-------------------	-----------

規定の内容	<p>委託先に安全管理措置を遵守させるための「必要かつ適切な監督」として、以下の規定を委託契約の締結に盛り込む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 ・特定個人情報を取り扱う従業員の明確化 ・従業員に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定 ・必要があると認めるときに実地調査を行うことができる規定等
-------	---

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている	2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
-----------------------------	--------------	--------------------------	--

具体的な方法	再委託先についても、上記で挙げた委託先における特定個人情報の取扱いに係る内容を遵守させることとしている。
--------	--

その他の措置の内容	
-----------	--

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----------	-----------------------	--------------------------

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--	--	--	--

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・「提供」については、番号法等関係法令で定められた範囲内において行う。 ・「移転」については、番号法等関係法令および本市の特定個人情報に係る条例に基づき、移転の適否を審査する。また本市データ保護管理規程に基づき、データの授受の適否について協議等を行う。 ・システム上の移転においては、移転元と移転先の関連付けをあらかじめ設定しており、本来の移転先以外への情報移転がされることはない。 		
その他の措置の内容	情報管理担当者以外はデータ抽出を不能にしている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

	<p>【目的外の入手が行われるリスク】</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛名システムでは、個人番号利用事務(システム)からの接続には認証を必須とし、個人番号利用事務(システム)以外のアクセスはできない対策を実施する。 ・団体内統合宛名システムでは、ユーザIDによる認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、個人番号関連業務関係者以外はアクセスできないよう対策を実施する。 <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応する。 2. 中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとする。 <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会および照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法別表第2および第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>【安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク】</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛名システムでは、事前に登録したサーバ(中間サーバ等)のみに、情報入手元を限定する。 ・団体内統合宛名システムでは、通信路セキュリティとして経路暗号化を実施する。 <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保する。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより安全性を確保する。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信
--	---

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>を暗号化することで安全性を確保する。</p> <p>【入手した特定個人情報が不正確であるリスク】</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛名システムでは、事前に登録したサーバ(中間サーバ等)のみに、情報要求のリクエスト先を限定する。 <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐づけられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することを担保する。</p> <p>【入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク】</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛名システムでは、通信路セキュリティとして経路暗号化を実施する。 <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応する。(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設ける。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に、当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減する。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する。 <p>(※)中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行い、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みとする。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとする。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応する。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応する。 ・中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視、障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容

【不正な提供が行われるリスク】

＜団体内統合宛名システムにおける措置＞

- ・団体内統合宛名システムでは、個人番号利用事務(システム)からの接続には認証を必須とし、個人番号利用事務(システム)以外のアクセスはできない対策を実施する。
- ・団体内統合宛名システムでは、ユーザIDによる認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施する。

＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞

- ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して情報提供機能により照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施する。
 - ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応する。
 - ・特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に送信内容を改めて確認し、提供を行うことでセンシティブな特定個人情報 が不正に提供されるリスクに対応する。
 - ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとする。
- (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領および情報提供を行う機能。

【不適切な方法で提供されるリスク】

＜団体内統合宛名システムにおける措置＞

- ・団体内統合宛名システムでは、通信路セキュリティとして経路暗号化を実施する。
- ・団体内統合宛名システムでは、中間サーバに接続許可対象システムとして登録することで中間サーバへの提供元を団体内統合利用番号連携システムに限定する。

＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞

- ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施したうえで提供を行う仕組みとする。
 - ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとする。
- (※)暗号化・復号機能と鍵情報および照会許可照会リストを管理する機能。

＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞

- ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより不適切な方法で提供されるリスクに対応する。
- ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏洩・紛失のリスクに対応する。
- ・中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理する。

【誤った情報を提供してしまうリスク】

＜団体内統合宛名システムにおける措置＞

- ・団体内統合宛名システムでは、事前に登録したサーバ(中間サーバ等)のみに、情報提供先を限定する。

＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞

- ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領したうえで、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応する。
 - ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応する。
 - ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有する。
- (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない仕様とする。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運営を行う事業者における情報漏洩等のリスクを極小化する。		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		

<p>その他の措置の内容</p>	<p>【物理的対策】</p> <p><本市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバは、ICカード認証による入退室管理を行っている室内に設置した大型汎用機内に保管する。 ・記録媒体等(バックアップ等)の持ち出し可能な媒体は、サーバ室の施錠できる専用の部屋で保管または施錠可能な場所で保管している。また業務用端末からデータの持ち出しはできないように制限している。 ・帳票等の紙媒体は、施錠可能な場所で保管している。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視および、施錠管理をする。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <p>【技術的な対策】</p> <p><本市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型汎用機(サーバ)に接続することができる各業務担当課に設置された端末についてはそれぞれID、パスワード、生体認証(指紋、静脈)を設定し、大型汎用機(サーバ)へのアクセスはパスワードによる認証を必要としている。 ・税務システムを使用する業務端末は、不正な侵入への対策が施された固有のネットワークにより構成され、インターネットとの接続は行っていない。 ・税務システムを利用する業務端末へは、外部デバイスの接続を禁止すると同時に、ID、パスワード、生体認証(指紋、静脈)を設定している。 ・税務システムの操作者(職員等)の権限は、担当する業務の必要の範囲に応じてアクセス権限を発行し操作ログを記録している。 ・使用する端末にウイルス対策ソフトを導入し、アップデートを継続し常に最新のプログラムを維持することを徹底するとともに、ファイアウォールにより外部からのサーバへのアクセスを制御している。さらに全てのサーバおよび端末に対し、OS等の修正プログラムを適用し、常に最新の状態にすることを徹底する。 <p><eLTAXシステムおよび国税連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・eLTAXシステムおよび国税連携システムとの接続先は、通信の安全性が確保された専用回線であるL/GWAN回線との接続であり、ファイアウォールを介して大型汎用機のネットワーク上の端末と接続するため、外部からの接続はできない。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともにログの解析を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームではウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>〔函館市における措置〕</p> <p>ICカード認証による入退出管理を行っている部屋に設置した大型汎用機(サーバ)に保管する。大型汎用機(サーバ)に接続することができる各業務担当課に設置された端末についてはそれぞれID、パスワード、生体認証(指紋・静脈)を設定し、大型汎用機(サーバ)へのアクセスはパスワードによる認証を必要としている。</p> <p>函館市電子計算機処理に係るデータ保護管理規程に基づき、保護責任者は保存期間の経過等により保管の必要がなくなった磁気ファイルについて、一切アクセスできないよう制限した上、システム上で速やかに消去、廃棄等の必要な措置を講じている。</p> <p>保存期限を経過した紙媒体による特定個人情報については、廃棄処分(函館市の設置する焼却施設での処分)を実施する。</p> <p>〔中間サーバ・プラットフォームにおける措置〕</p> <p>中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館およびサーバ室への入室を厳重に管理する。特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><本市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員等に対しては、配属時(新規事務従事時)のほか必要に応じて個人情報および特定個人情報の保護の取扱いに係る関係法令等および本市の条例に違反した場合の罰則、情報セキュリティ等に関する職場内研修を実施する。 ・違反行為を行った者に対しては、指導の上、その違反行為の程度によっては、当該職員等を懲戒処分等の対象とする。 ・個人情報および特定個人情報の保護の取扱いに係る他団体の事故または事例の情報を担当部署内で共有する。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報(特定個人情報を含む)保護に関する条文を規定し秘密保持契約を締結するとともに、業務に従事する従業員に対し、職員に対する研修と同等の研修の実施の義務付けを行う。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員および事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。 ・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行う。 <p>※従業者とは、契約形態にかかわらず、特定個人情報保護評価の対象となる事務に現に従事する者の全てが含まれる。行政機関においては、正規職員のほか、会計年度任用職員等も含む。</p>
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	総務部文書法制課 函館市東雲町4番13号 0138-21-3649
②請求方法	個人情報の保護に関する法律および函館市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	財務部税務室(市民税担当) 函館市東雲町4番13号 0138-21-3213
②対応方法	問合せの受付時に受付票を作成し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年6月12日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年9月20日	I-5-②	情報提供の根拠 番号法別表第2 116, 117および120の項	情報提供の根拠 番号法別表第2 116および119の項	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない
平成30年9月20日	I-5-②	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条第5号, 第6号および第9号から第16号	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条第7号, 第8号および第10号から第17号	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない
平成30年9月20日	I-5-②	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第3条第5号, 第6号, 第8号から第14号	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第3条第8号, 第9号, 第11号から第17号	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない
平成30年9月20日	I-5-②	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条第1号から第4号	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条第1号から第5号	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない
平成30年9月20日	I-5-②	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第22条の3第1号, 第2号および第5号から第13号	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第22条の3第1号, 第2号, 第5号から第7号および第9号から第13号	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない
平成30年9月20日	I-5-②	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第23条第1号	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第23条第2号	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない
平成30年9月20日	I-5-②	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第24条の2第2号, 第3号および第8号から第15号	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第24条の2第2号, 第3号, 第8号, 第9号および第11号から第15号	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない
平成30年9月20日	I-5-②	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第31条の2第3号, 第4号および第9号から第16号	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第31条の2第3号, 第4号, 第9号, 第10号および第12号から第16号	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない
平成30年9月20日	I-5-②	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第53条第1号から第4号	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第53条第1号から第5号	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない
平成30年9月20日	I-5-②	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条第1号, 第5号, 第6号および第8号	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条第1号, 第6号, 第7号, 第9号および第10号	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない
平成30年9月20日	I-5-②	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2第1号から第4号	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2第1号から第5号	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない
平成30年9月20日	II-5-移転先3	子ども未来部子ども企画課	子ども未来部子どもサービス課	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない

平成30年9月20日	Ⅱ－5－移転先20	[] 専用線	[○] 専用線	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月26日	I－2－システム5②	<p>【概要】 eLTAX(エルタックス)の利用者から各種申告データを電子データとして受理し、連携するシステムである。</p> <p>【内容】 1. 利用届出の審査管理機能 2. 申告データの審査管理機能 3. 申告データの受理、出力および連携機能 4. 公的年金からの個人市民税・道民税の特別徴収に係る年金保険者と市町村のデータの連携</p>	<p>・地方税ポータルシステム(eLTAX)は、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化および効率化に寄与するため、地方税共同機構が構築したシステムであり、平成17年1月から運用が開始されたシステムである。</p> <p>・このシステムでは、固定資産税(償却資産)、事業所得の申告、給与支払報告書等の提出、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて手続きが行えるものである。</p> <p>・地方税ポータルセンタで受付した電子データは、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、審査システムで受領する。</p> <p>・審査システムは、税務事務の効率化を図るため、税務システムと連携している。</p> <p>①審査システムから税務システムへの連携: 申告データ、利用届出データ、申請・届出データ等 ②税務システムから審査システムへの連携: 特別徴収税額通知データ、特定個人情報ファイル(本人確認用)</p> <p>・審査システムには、 ①個人住民税: 給与・公的年金等の支払をする者から、地方税ポータルセンタを通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタを通じて、給与所得および年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者および年金保険者に送付する。 ②固定資産税(償却資産): 償却資産の所有者から、地方税ポータルセンタを通じて、償却資産申告書等を受領する。 ③事業所得: 事業所税の納税義務者から、地方税ポータルセンタを通じて、事業所税の申告書等を受領する。 等の機能がある。</p>	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない

令和1年6月26日	I-2-システム6②	<p>【概要】 所得税確定申告書および法定調書等の国税連携データを、国税庁と市町村間で専用回線を用いて連携(国税連携データの検索、詳細表示、帳票印刷、ダウンロード等)するシステムである。</p> <p>【内容】 1. 所得税確定申告書データの国税庁(税務署)から市町村への送信 2. 法定調書データの国税庁(税務署)から市町村への送信 3. 扶養是正情報等データの市町村から国税庁(税務署)への送信 4. 団体間回送機能(市町村間での国税連携データの回送)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システムは、国および地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、地方税共同機構が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。 ・国税庁のe-TAXに申告された所得税申告書等データおよび国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが地方税ポータルセンタに受付され、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて国税連携システムに送付される。 ・国税連携システムには、国税庁から、地方税ポータルセンタを通じて、所得税申告書等データ、法定調書(配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん)データを受領する。また、地方税ポータルセンタを通じて、扶養是正情報等データを国税庁に送付する。同じく、地方税ポータルセンタを通じて、住民登録外課税通知データ、寄附金税額控除に係る申告特例通知データ等を他自治体との間で送付および受領する。等の機能がある。 	事後	重要な変更にあたらない項目の変更で有り、事前の提出・公表が義務づけられない。
令和1年6月26日	I-5-②	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第10条第1号、第3号および第5号	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第10条第1号、第3号から第5号	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない
令和1年6月26日	I-5-②	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第31条第1号、第3号および第5号	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第31条第1号、第3号、第3号の2および第5号	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない
令和1年6月26日	I-5-②	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条第1号、第6号、第7号、第9号および第10号	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条第1号、第6号、第7号、第9号から第11号	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない
令和1年6月26日	I-6-②	市民税担当課長 佐藤 隆	市民税担当課長	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月26日	II-5-提供先55		削除	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない
令和1年6月26日	II-5	提供先56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63	提供先55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月26日	II-5-提供先55-①	番号法第19条第7号 別表第2(第120項)	番号法第19条第7号 別表第2(第119項)	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない

令和1年6月26日	Ⅱ－5－提供先63		新設	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない
令和1年6月26日	Ⅱ－5－移転先5⑤	予防接種に関する給付の申請者とその世帯員、予防接種を受けた者とその世帯員	予防接種に関する給付の申請者またはその配偶者、予防接種を受けた者	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月26日	Ⅱ－5－移転先29⑤	医療費助成を受けようとする申請者とその被扶養者	医療費助成を受けようとする申請者とその同一世帯に属する者、主たる生計維持者	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月26日	Ⅲ－8	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらない
令和1年12月25日	I－5－②		情報提供の根拠 番号法別表第2 20	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない
令和1年12月25日	I－5－②		情報提供の根拠 番号法別表第2 53	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない
令和1年12月25日	I－5－②		情報提供の根拠 番号法別表第2 117	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない
令和1年12月25日	I－5－②	情報提供の根拠 番号法別表第2 119	削除	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない
令和1年12月25日	I－5－②		情報提供の根拠 番号法別表第2 120	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない
令和1年12月25日	I－5－②	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条第3号、第4号および第7号	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条第1号から第8号	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない
令和1年12月25日	I－5－②		情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第14条第3号	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない
令和1年12月25日	I－5－②		情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第16条第1号	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない
令和1年12月25日	I－5－②	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条第1号、第3号および第8号	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条第1号、第3号および第9号	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない
令和1年12月25日	I－5－②	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第21条第6号	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第21条第7号	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない

令和1年12月25日	I-5-②	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第22条の3第1号, 第2号, 第5号から第7号および第9号から第13号	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第22条の3第1号, 第2号, 第4号, 第5号, 第7号から第11号	事後	法令改正による変更で, 重要な変更にあたらない
令和1年12月25日	I-5-②		情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第27条第3号	事後	法令改正による変更で, 重要な変更にあたらない
令和1年12月25日	I-5-②	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第31条第1号, 第3号, 第3号の2および第5号	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第31条第1号, 第3号, 第3号の2, 第5号および第6号	事後	法令改正による変更で, 重要な変更にあたらない
令和1年12月25日	I-5-②		情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第32条第1号および第2号	事後	法令改正による変更で, 重要な変更にあたらない
令和1年12月25日	I-5-②		情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第33条第4号	事後	法令改正による変更で, 重要な変更にあたらない
令和1年12月25日	I-5-②	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条第1号から第3号, 第5号および第8号から第11号	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条第1号から第3号, 第5号および第8号から第13号	事後	法令改正による変更で, 重要な変更にあたらない
令和1年12月25日	I-5-②		情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2の2第1号	事後	法令改正による変更で, 重要な変更にあたらない
令和2年1月10日	II-4-委託事項4-④	再委託しない	再委託する	事前	重要な変更
令和1年12月25日	II-4-委託事項4-⑤		以下の事項について, 委託先から申請を受け, 許諾を判断。 ・再委託の必要性 ・再委託先の選定基準 ・再委託先の委託管理方法 ・再委託先の名称, 代表者および所在地 ・再委託する業務の内容 ・再委託する業務に含まれる情報の種類 ・再委託先のセキュリティ管理体制等	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年12月25日	II-4-委託事項4-⑥		データパンチ入力業務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年12月25日	II-5	提供先55	提供先66	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり, 事前の提出・公表が義務付けられない

令和1年12月25日	Ⅱ－5	提供先56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63	提供先55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり, 事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年12月25日	Ⅱ－5		提供先63	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり, 事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年12月25日	Ⅱ－5		提供先64	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり, 事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年12月25日	Ⅱ－5		提供先65	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり, 事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年12月25日	Ⅱ－6－保管場所	〔函館市における措置〕 ICカード認証による入退出管理を行っている部屋に設置した大型汎用機に保管する。大型汎用機に接続することができる端末の使用は, パスワードによる認証が必要となる。 (省略)	〔函館市における措置〕 ICカード認証による入退出管理を行っている部屋に設置した大型汎用機に保管する。大型汎用機に接続することができる端末の使用は, ID, パスワード, 生体認証(指紋・静脈)による認証が必要となる。 (省略)	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であり, 重要な変更にあたらない。
令和1年12月25日	Ⅲ－3－リスクに対する措置の内容	【税務システムにおける措置内容】 ・税務システムでは, 事務に必要な情報のみ保有する。 ・税務システムから, 他の特定個人情報ファイルを取扱う事務において情報を使用する場合, 事務に必要なアクセスができないようアクセス制御している。	【税務システムにおける措置内容】 ・税務システムでは, 事務に必要な情報のみ保有する。 ・ID, パスワード, 生体認証(指紋・静脈)による認証を実施しており, 認証後は利用機能の認可機能により, そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで, 不正利用が行えない対策を実施している。	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であり, 重要な変更にあたらない。
令和1年12月25日	Ⅲ－3－具体的な管理方法		文末に次の文を追加 ・個人住民税システムでは, 事務の主管課以外の職員は個人番号の検索を行うことができない。また, 個人番号表示時にマスキング処理が実施される。	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であり, 重要な変更にあたらない。
令和1年12月25日	Ⅲ－4－再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	再委託していない	十分に行っている	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年12月25日	Ⅲ－4－再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保		再委託先についても, 上記で挙げた委託先における特定個人情報の取扱いに係る内容を遵守させることとしている。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

令和1年12月25日	Ⅲ-7-7-その他の措置の内容	<p>【技術的な対策】 <本市における措置> ・大型汎用機(サーバ)に接続することができる各業務担当課に設置された端末についてはそれぞれID、パスワードを設定し、大型汎用機(サーバ)へのアクセスはパスワードによる認証を必要としている。 ・税務システムを利用する業務端末へは、外部デバイスの接続を禁止すると同時に、ユーザIDおよびログインパスワードを設定している。 (省略)</p>	<p>【技術的な対策】 <本市における措置> ・大型汎用機(サーバ)に接続することができる各業務担当課に設置された端末についてはそれぞれID、パスワード、生体認証(指紋、静脈)を設定し、大型汎用機(サーバ)へのアクセスはパスワードによる認証を必要としている。 ・税務システムを利用する業務端末へは、外部デバイスの接続を禁止すると同時に、ID、パスワード、生体認証(指紋、静脈)を設定している。 (省略)</p>	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であり、重要な変更にあたらない。
令和1年12月25日	Ⅲ-7-7-特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>[函館市における措置] ICカード認証による入退出管理を行っている部屋に設置した大型汎用機(サーバ)に保管する。大型汎用機(サーバ)に接続することができる各業務担当課に設置された端末についてはそれぞれIDとパスワードを設定し、大型汎用機(サーバ)へのアクセスはパスワードによる認証を必要としている。 (省略)</p>	<p>[函館市における措置] ICカード認証による入退出管理を行っている部屋に設置した大型汎用機(サーバ)に保管する。大型汎用機(サーバ)に接続することができる各業務担当課に設置された端末についてはそれぞれID、パスワード、生体認証(指紋・静脈)を設定し、大型汎用機(サーバ)へのアクセスはパスワードによる認証を必要としている。 (省略)</p>	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であり、重要な変更にあたらない。
令和1年12月25日	V-1-①	平成29年6月1日	令和1年12月25日	事後	再実施によるもの
令和3年6月18日	I-4	番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条	削除	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年6月18日	I-5-②	【情報提供の根拠】番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令	削除	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年6月18日	I-5-②	【情報照会の根拠】番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条第1号から第4号	削除	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年6月18日	II-5	提供を行っている 63件	提供を行っている 66件	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない
令和3年6月18日	II-5 提供先36-②	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない

令和3年6月18日	Ⅱ-5 提供先36-⑤	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない
令和3年6月18日	Ⅱ-5 提供先48-②	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない
令和3年6月18日	Ⅱ-5 提供先48-⑤	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない
令和3年6月18日	Ⅱ-5 提供先54-②	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない
令和3年6月18日	Ⅱ-5 提供先54-⑤	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない
令和3年6月18日	Ⅱ-5 提供先55-①	国税通則法第74条の12第6項	国税通則法第74条の12	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない
令和3年6月18日	Ⅱ-5 提供先56-①	番号法第19条第8号	番号法第19条第8号 地方税法第294条第3項	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない
令和3年6月18日	Ⅱ-5 提供先60-①	番号法第19条第8号および第12号	番号法第19条第8号	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない
令和3年6月18日	Ⅱ-5 提供先62-①	番号法施行規則第3条第1項第5号	番号法施行規則第3条	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない
令和3年6月18日	Ⅱ-5 提供先63-②	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置または費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない
令和3年6月18日	Ⅱ-5 提供先63-⑤	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置または費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない
令和3年6月18日	Ⅱ-5 提供先64-②	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置または費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない

令和3年6月18日	Ⅱ－5 提供先64－⑤	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置または費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない
令和3年6月18日	Ⅱ－5 移転先3－⑤	入所児童の扶養義務者	入所児童と同一世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない

令和3年6月18日	II-5 移転先6-②	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施, 就労自立給付金の支給, 保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	生活保護法による保護の決定及び実施, 就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給, 保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令改正による変更で, 重要な変更にあたらない
令和3年6月18日	II-5 移転先20-②	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付金の支給, 保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給, 保険料の徴収又は同法第125条第1項の高齢者保健事業若しくは同条第5項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令改正による変更で, 重要な変更にあたらない
令和3年6月18日	II-5 移転先23-②	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第104号)による入院の勧告若しくは措置, 費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による入院の勧告若しくは措置, 費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。	事後	法令改正による変更で, 重要な変更にあたらない
令和3年6月18日	II-5 移転先27-②	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令改正による変更で, 重要な変更にあたらない
令和3年6月18日	II-5 移転先27-⑤	利用する子どもの扶養義務者	利用する子どもの保護者・当該保護者と同一世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり, 事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年6月18日	(別添1)【総合所得項目】	特定支出控除額	特定支出の合計額	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり, 事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年6月18日	(別添1)【総合所得項目】		所得金額調整控除額合計(所得税入力値)	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり, 事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年6月17日	I-5-②		30,121	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり, 事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年6月17日	II-5 提供・移転の有無	66(件)	68(件)	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり, 事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年6月17日	II-5 提供先		67	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり, 事前の提出・公表が義務付けられない

令和4年6月17日	Ⅱ－5 提供先		68	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年6月17日	Ⅱ－5 提供先 法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年6月17日	Ⅱ－5 移転先 14－⑤	ひとり親家庭奉仕員派遣事業の利用者	ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用者	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年6月17日	Ⅱ－5 移転先 6－②	生活保護法	生活保護法(昭和25年法第144号)	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年6月17日	Ⅱ－5 移転先20－⑥	[○] フラッシュメモリ	[] フラッシュメモリ	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年6月16日	Ⅱ－4 委託事項3－③	日本電気株式会社 函館支店	日本電気株式会社 北海道支社	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年6月16日	Ⅱ－5 移転先6－④	10万人以上100万人未満	1万人以上10万人以下	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年6月16日	Ⅱ－5 移転先6－⑥	[] 紙	[○] 紙	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年6月16日	Ⅱ－5 移転先21－④	10万人以上100万人未満	1万人未満	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年6月16日	Ⅳ－1－② 請求方法	函館市個人情報保護条例の規定に基づき、開示・訂正・削除・利用の中止・提供の中止の請求を受け付ける。	個人情報の保護に関する法律および函館市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年7月2日	Ⅱ－5 移転先3－③	地方税関係情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない

